

# 徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業 委託業務に係るプロポーザル実施要領

徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

## 1 業務の目的

徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業は、本市の中心市街地活性化基本計画の基本方針にある、街へ行きたくなる“場面づくり”や街をめぐりたくなる“動線づくり”に寄与するため、本市の中心市街地等においてLEDによる景観整備を推進することを目的とする。

## 2 業務概要

- |           |                                     |
|-----------|-------------------------------------|
| (1) 業務名称  | 徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業委託業務        |
| (2) 業務内容  | 別添「徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業仕様書」に基づく |
| (3) 業務期間  | 契約締結日から令和6年3月31日まで                  |
| (4) 予算限度額 | 事業費 9,460,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）    |

## 3 実施スケジュール

- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 公告日（参加申込書受付開始日）         | 令和5年12月19日（火） |
| (2) 質疑書受付開始（参加申込・企画提案に係る質疑） | 令和5年12月19日（火） |
| (3) 質疑書受付終了（参加申込に係る質疑）      | 令和6年1月5日（金）   |
| (4) 質疑回答期限（参加申込に係る質疑への回答）   | 令和6年1月5日（金）   |
| (5) 参加申込書提出期限               | 令和6年1月9日（火）   |
| (6) 参加資格審査結果の通知             | 令和6年1月10日（水）  |
| (7) 質疑書受付終了（企画提案に係る質疑）      | 令和6年1月19日（金）  |
| (8) 質疑回答期限（企画提案に係る質疑への回答）   | 令和6年1月19日（金）  |
| (9) 企画提案書及び見積書提出期限          | 令和6年1月22日（月）  |
| (10) 選定審査（プレゼンテーション等）       | 令和6年1月下旬（予定）  |
| (11) 選定審査結果通知               | 選定後速やかに通知     |
| (12) 契約締結                   | 令和6年2月上旬（予定）  |

## 4 担当部局

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市経済部経済政策課

電話 088-621-5225 F A X 088-621-5196

電子メール [keizai\\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp](mailto:keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp)

## 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 原則、徳島市の建設工事関係又は物品・役務関係の競争入札有資格者名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）であること。  
ただし、登録業者以外の者が、7(1)の必要書類を提出した場合は、本プロポーザルに参加することができるものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 参加表明書の提出の日から選定結果通知の日までの期間において、徳島市建設業者指名停止等措置要綱及び徳島市物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置対象となっていないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がある者でないこと。
- (8) 過去に同種・類似実務の実績を有すること。  
※同種とは景観整備に関する計画、類似とは景観整備に関する計画とする。
- (9) その他業務を確実に遂行できること。

## 6 質疑応答

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成について、質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること。なお、質疑がない場合、提出は不要である。
  - ① 提出書類 質疑書（様式第4号）
  - ② 提出方法 電子メール又はFAXにより提出すること（送信後に電話で着信確認を行ってください。）
  - ③ 提出場所 4に同じ
  - ④ 提出期間 令和5年12月19日（火）から令和6年1月19日（金）午後5時まで（必着）
- (2) (1)の回答方法は、徳島市ホームページ上に当該回答内容を公開するものとする（質疑者名は非公表）。

## 7 参加申込・資格審査

- (1) 参加申込書の提出  
参加希望者は、次の提出書類を令和6年1月9日（火）午後5時までに徳島市経済部経済政策課まで、持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は簡易書留郵便により期限までに必

着のこと)。なお、期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

本プロポーザルに関する実施要領、仕様書及び様式等については徳島市ホームページからダウンロードすること。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ① 参加申込書（様式第1号）  | 1部              |
| ② 誓約書（様式第2号）  | 1部              |
| ③ 会社概要書（様式第3号）※1  | （正本1部、副本9部） 10部 |
| ④ 同種・類似業務の実績が確認できる書類（契約書の写しなど）                                    | 10部             |
| ⑤ 提出日前3カ月以内に取得した法人の履歴事項全部事項証明書又は登記簿謄本<br>個人事業主の場合は開業届（写し可）※2      | 1部              |
| ⑥ 直近2事業年度の決算書（貸借対照表及び損益計算書等）又は確定申告書若しくはこれら<br>に類する書類（様式任意）（写し可）※2 | 1部              |
| ⑦ 納税証明書（原本）※2   | 各1部             |

都道府県税及び市区町村税は直近2年間の事業年度分の次の納税証明書を提出すること。  
（納税証明書は本店の証明書のみ提出。本店以外の営業所等の証明は不要。）

(7) 国税

a 法人の場合は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

「未納でない」ことの証明（その3の3）を提出。なお、消費税及び地方消費税については消費税課税事業者のみ必要。

b 個人事業主の場合は、「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」

「未納でない」ことの証明（その3の2）を提出。なお、消費税及び地方消費税については消費税課税事業者のみ必要。

(イ) 都道府県税

a 法人の場合は「法人都道府県民税」及び「法人事業税」

b 個人事業主の場合は「個人都道府県民税」及び「個人事業税」

(ウ) 市区町村税

a 法人の場合は「法人市区町村民税」及び「固定資産税」

b 個人事業主の場合は「個人市区町村民税」及び「固定資産税」

※1 副本には、企業名が特定できる内容については記載しない。

※2 徳島市の登録業者以外についてのみ提出が必要。

(2) 参加資格審査結果の通知

参加申込者から提出された書類について、提出書類等をもとに参加資格要件を審査し、審査結果については令和6年1月10日（水）に通知する予定。

## 8 企画提案書作成要領

参加資格審査の結果、企画提案書の提出者として選定された者は次の提出書類を令和6年1月22日（月）午後5時までに徳島市経済部経済政策課まで、持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は簡易書留郵便により期限までに必着）。

なお、企画提案書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

### (1) 提案書類

- |                 |             |     |
|-----------------|-------------|-----|
| ① 企画提案書（様式任意）※1 | （正本1部、副本9部） | 10部 |
| ② 見積書（様式任意）     |             | 10部 |

※1 副本には、企業名が特定できる内容については記載しない。

### (2) 様式等の形式

- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| ① サ イ ズ   | A4判用紙（縦）                     |
| ② 文 字 方 向 | 横書き（図表等に含まれる文字を除く）           |
| ③ 印 刷 方 法 | 両面、左綴じ、カラー印刷                 |
| ④ 文字ポイント  | 10.5ポイント以上とする（図表等に含まれる文字を除く） |
| ⑤ ページ番号   | 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと         |
| ⑥ ページ数    | 表紙及び目次を除き、15ページ以内とすること       |
| ⑦ そ の 他   | 文字の書体、文字色、字間及び行間は指定しない       |

### (3) 体裁

#### ① 表紙

- (ア) 題名（「徳島市中心市街地等LED景観整備基本計画作成事業委託業務」）を記載
- (イ) 作成年月日（令和6年1月 日）を記載
- (ウ) 住所、商号又は名称を記載（正本のみ）
- (エ) 表紙の次ページに目次を付すこと

#### ② 企画提案書に記載すべき内容

- (ア) 別表1「企画提案書記載事項」のとおり

#### ③ その他

- (ア) 1事業者が複数の提案を行うことは認めない。

## 9 企画提案の審査方法及び評価基準

企画提案の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、本業務に係る選定審査会（以下「審査会」という。）において、次のとおり審査を行い、審査結果を踏まえ最優秀提案者及び次点者を選定する。

なお、提案者が1者であっても同様とする。

### (1) 審査基準

別紙「審査基準」に掲げる評価項目及び配点によるものとする。

### (2) 選定審査会

#### ① 構成

本市が別に定める選定審査会設置要綱において組織された委員により構成する。

## ② 開催時期

プレゼンテーション及び選定審査会の審査は、令和6年1月下旬を予定。

## ③ プレゼンテーションの実施

(ア) 提案者は、あらかじめ提出した企画書に基づき、プレゼンテーションを実施し、プレゼンテーションの実施後、必要に応じ委員が質問するものとする。所要時間はプレゼンテーションの実施が20分以内、委員による質問が10分以内とする。

(イ) プレゼンテーション時は、審査の公平性を保つため、委員には提案者名を伏せて行うので、提案者が特定又は推察できる言動はしないようにすること。

(ウ) プレゼンテーション時には、パソコン及びモニターを通して、提案内容の画像等を投影し、プレゼンテーションを行うことができる。なお、プレゼンテーションではあらかじめ提出した企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料を配布することは認めないものとする。

(エ) プレゼンテーション時における機器の貸出しはモニターのみとし、パソコン等は提案者が持参の上、環境設定等は提案者自らが行うものとする。欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

## ④ 審査

(ア) 企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに審査基準に沿って各委員が採点し、得点の合計が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者として選定する。

(イ) 得点が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

(ウ) 得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が全体の6割未満の場合は、最優秀提案者として選定しないことがある。

## ⑤ 留意事項

(ア) 出席者については、本業務担当者を含めた3名以内とする。

## 10 審査結果の通知及び公表

選定審査会による審査終了後、速やかに各参加申込者に対し選定結果を通知する。

ただし、公表に当たり、選定審査会により選定された候補者以外は、評価点のみを公表し、名称が特定できないよう配慮する。

なお、審査結果に関する質問には回答しない。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成時の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 12 契約に関する基本事項

最優秀提案者として決定した者と業務の詳細や契約の締結に関して必要な協議を行い、委託契約の交渉を行う。

最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として協議を行うものとする。

仕様書の内容については、提案された企画書に記載された内容が原則となるが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において契約候補者との協議により契約締結時に項目の追加、変更及び削除をすることがある。また、これにより提案金額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

## 13 その他

- (1) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 企画書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (4) 徳島市は、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (5) 徳島市は、企画提案者から提出された企画書について、徳島市情報公開条例（平成 19 年条例第 1 号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。
- (6) 企画書の提出者が 1 者のみの場合であっても、選定審査会の審査及び評価によっては、当該提出者を契約候補者として選定しないことがある。
- (7) 企画書作成のため、中心市街地活性化や都市計画等に係る上位計画及びガイドライン等が必要な場合は、担当事務局「徳島市経済部経済政策課」まで問い合わせること。

別表 1

### 企画提案書記載事項

提案項目		記載内容
業務実績	同種・類似業務実績	類似業務の実績及び当該業務でのノウハウや取り組みを記載すること。
本業務についての総合的な考え方	目的適合性 業務理解度 取組意欲	・本業務の目的及び徳島市の現状と課題等を踏まえ、提案の考え方や自社の強みがわかるように記載すること。 ・本事業における効果を最大限に発揮するための具体的な取組内容について記載すること。
業務実施に関する事項	業務執行体制 スケジュール	・本事業実施にあたって、事務局をはじめとした業務実施体制（人員配置）について記載すること。 ・本業務を円滑に遂行するための工程表を作成すること。

※企画提案書内には、提案者名が分かるような表記を避けること。

## 審査基準

審査区分	審査項目	採点指標	配点
	業務実績に関する事項	・同種、同規模の業務について実績やノウハウがあるか。	20点
本業務についての総合的な考え方	・目的適合性 ・業務理解度 ・取組意欲	・業務の趣旨を理解し、業務目的や仕様書の内容に沿った具体的かつ創意工夫が盛り込まれた実現性の高い提案となっているか。	15点
業務実施に関する事項	・業務執行体制 ・スケジュール	・本事業を円滑に実施できる人員配置と、事業実施に必要なノウハウやスキル、実績等を有する責任者が適切に配置されているか。 ・具体的かつ実現可能なスケジュールとなっているか。	15点
	業務内容の理解度	・対象地域の景観特性を把握し、課題を整理できているか ・景観特性や上位計画、関連計画等との整合性を図り、対象地域の特性を生かした景観づくりを、より良好で魅力的な方向に導くためのプロセス・まちの将来像等について提案があるか。	15点
業務内容に関する事項	・関係団体等からの意見聴取等	・関係各課及び関係団体等から聴取した意見等の取りまとめ方法や、アンケートの分析方法、また計画への反映方法が明確となっているか。	10点
	・全体の整備コンセプト	・対象地域全体における景観形成の整備コンセプトを掲げ、その実現に向けた方針が設定できているか。	20点
	見積価格の評価に関する事項	・経費の積算が現実的かつ具体的であるか。 ・経費の節減を図るための工夫がなされ、費用対効果に優れているか。	5点
合計			100点